

2026年2月1日  
小松ガス株式会社

## 政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による 都市ガス料金の値引きについて

本事業は、政府が指定する値引き単価により、お客さまの使用量に応じた都市ガス料金の値引きを行った事業者に対して、その値引き原資を政府が支援するものです。

値引き後の毎月のガス料金については、弊社ホームページや「ガスご使用量のお知らせ」（検針票）等にてお知らせいたします。また、本事業による値引きに際して、お客さまご自身での手続きや弊社へのご連絡は必要ありません。

### ■政府が指定する値引き単価について

2026年1月使用（2月検針）分より、都市ガス料金に適用となる原料費調整単価から、以下の値引き単価を差し引いた単価に基づきガス料金を算定いたします。

対象期間	値引き単価（税込）
2026年2、3月のガス料金 (2026年1月使用(2月検針)分、2月使用(3月検針)分)	1m <sup>3</sup> あたり 18.0円
2026年4月のガス料金 (2026年3月使用(4月検針)分)	1m <sup>3</sup> あたり 6.0円

※都市ガスの年間契約量が1,000万m<sup>3</sup>以上のお客さまや簡易ガス団地、プロパンガスのお客さまは対象外となります。

※標準家庭（1か月のご使用量が22m<sup>3</sup>）の場合、1月使用（2月検針）分、2月使用（3月検針）は396円（税込）、3月使用（4月検針）分は132円（税込）の値引きとなります。

※本事業に規定される値引き単価が変更になった場合は、それに準じて値引き額を変更いたします。

### ■本事業に関するお問い合わせ

本事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧いただくか、電気・ガス料金支援お問い合わせ窓口へお問い合わせください。

「経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト」

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

「お問合せ窓口」

資源エネルギー庁 電気・ガス料金支援お問い合わせ窓口

TEL：0120-013-305      ※受付時間：平日 9:00～17:00

以上